

香川地方最低賃金審議会
**第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨**

開催日時	令和6年10月7日 10時00分～12時10分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,041円（59円引上げ） 根拠：金属労協が目指している最低到達目標（時間当たり1100円）を2年で達成できる金額59円（（1100円-982円）÷2年）とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,038円（56円引上げ） 根拠：現在の最低賃金額982円に今年度の香川県最低賃金の引上げ率5.66%を乗じた金額の少数点以下を切り上げて56円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,015円（33円引上げ） 根拠：令和6年7月分消費者物価指数（高松市）の前年同月比の上昇率3.3%を現在の最低賃金額982円に乗じて少数点以下を切り上げて33円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,022円（40円引上げ） 根拠：香川県の本年5月の消費者物価対前年同月上昇率4.0%を現在の最低賃金額982円に乗じて少数点以下を切り上げて40円とした。</p> <p>公益委員より、公益案：時間額1,030円（指定日発効令和6年12月15日）を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		